



国立公園における 自然公園法に係る許可申請等の手引

令和4年3月 作成

令和4年8月 改訂

この手引は、沖縄奄美自然環境事務所管内(奄美群島国立公園、やんばる国立公園、慶良間諸島国立公園及び西表石垣国立公園)における許可申請・届出の受付方法や、許可の基準などについて説明したものです。

許可申請などを予定されている方はご一読いただき、必ず事前に申請内容についてご相談ください。

※上記の沖縄奄美自然環境事務所管内以外の国立公園等での受付については、各国立公園等を管轄する事務所にご確認ください。

環境省 沖縄奄美自然環境事務所

目次

- 1 国立公園内での手続概要
- 2 許可申請の流れ
- 3 許可申請に必要な書類
- 4 申請書添付書類の詳細
- 5 申請書の作成方法
- 6 申請書記載例
- 7 提出前のチェックについて
- 8 規制・許可基準等の根拠
- 9 よくあるご質問
- 10 許可申請に関する問合せ先一覧

1. 国立公園での手続概要

○国立公園とは？

日本を代表する優れた自然の風景地を保護するため、開発等を制限するとともに、自然に親しむ利用がしやすいように情報提供や利用施設整備を行っている区域であり、国が指定・管理を行っています。国立公園内において、自然公園法で規制される行為(後述)を行う場合は、申請・届出が必要となります。沖縄奄美自然環境事務所管内の国立公園は以下のとおりです。

●奄美群島国立公園

関係市町村	奄美市、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町及び大島郡与論町
ホームページ	奄美群島国立公園 HP https://www.env.go.jp/park/amami/index.html ※公園の概要、区域等はこちらから確認いただけます



●やんばる国立公園

関係市町村	沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村及び東村
ホームページ	やんばる国立公園 HP https://www.env.go.jp/park/yambaru/index.html ※公園の概要、区域等はこちらから確認いただけます



●慶良間諸島国立公園

関係市町村	沖縄県島尻郡渡嘉敷村及び座間味村
ホームページ	慶良間諸島国立公園 HP https://www.env.go.jp/park/kerama/index.html ※公園の概要、区域等はこちらから確認いただけます



●西表石垣国立公園

関係市町村	沖縄県八重山郡竹富町及び石垣市
ホームページ	西表石垣国立公園 HP https://www.env.go.jp/park/iriomote/index.html ※公園の概要、区域等はこちらから確認いただけます



○各公園のより詳細な区域図をご覧になりたい方は、以下をご参照ください。

※当該データは、指定区域の概要を示すために作成したものであり、誤差を含みます。区域の細部の判読には用いないよう、お願いいたします。正確な境界は各事務所へお問い合わせください。

生物多様性センター Web-GIS

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>





○規制の概要

建物の新築、土地の造成又は樹木の伐採など、風景に影響を与える各種行為を行うには、**事前許可**（又は届出）が必要です。国立公園は、自然環境や利用状況を考慮して特別地域から普通地域までの6段階に区分されており、同じ国立公園内でも場所によって規制内容や手続方法が異なります。許可基準を満たさない場合等、行為の内容によっては、許可されない場合があります。

<地域の区分>

規制の強さ	地域区分	解説
	特別保護地区	国立公園の中でも特に優れた自然景観を持ち、公園の核となる地区であり、最も厳しく行為が規制される地区。
	海域公園地区	熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を持ち、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
	第2種特別地域	良好な風致の維持と適正な利用の促進のため、つとめて調整を図ることが必要な地域。
	第3種特別地域	比較的、農林漁業等と風致の維持について調整する必要の少ない地域であり、通常の農林漁業活動では風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。
	普通地域	自然景観などの関係から国立公園に入るものの、上記に含まれない地域で、風景の保護を図る必要のある地域。特別地域と公園区域の緩衝地域。

<許可・届出が必要な行為の種類>

手続	地域区分	行為の種類
許可 申請	特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工作物の新築、改築、増築 ※昆虫採取のためのトラップも基本的に「工作物」に該当します。 2. 木竹の伐採 3. 鉱物や土石の採取 4. 河川、湖沼等の水位・水量の増減 5. 広告物の設置など 6. 屋外での廃棄物や土石等の集積又は貯蔵 7. 水面の埋立など 8. 土地の形状変更、開墾 9. 環境大臣が指定した植物(動物)の採取(捕獲)など 10. 屋根、壁面などの色彩の変更 11. 環境大臣が指定した区域内での車馬・動力船の使用、航空機の着陸
	特別保護 地区	<p>特別地域1～5、7、8、10に加えて、以下の行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木竹の損傷、植栽 2. 動物(家畜を含む)を放つこと 3. 屋外での物の集積又は貯蔵 4. 火入れ、たき火 5. 植物の採取や損傷、落葉や落枝の採取 6. 植物の植栽、播種 7. 動物の捕獲、殺傷や卵の採取、損傷 8. 車馬・動力船の使用、航空機の着陸
	海域公園 地区	<p>特別地域1、3、5に加えて、以下の行為</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境大臣が指定した区域での熱帯魚やサンゴなどの捕獲・殺傷、採取・損傷 2. 海面の埋め立て、干拓 3. 海底の形状変更 4. 物の係留 5. 排水設備からの汚水・廃水の排出
届出	普通地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な工作物の新築、改築、増築 2. 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼさせること 3. 広告物の設置など 4. 水面の埋立など 5. 鉱物や土石の採取(海域内においては、海域公園地区の周辺1kmで行う場合のみ) 6. 土地の形状変更 7. 海底の形状変更(海域公園地区の周辺1kmで行う場合のみ)

2. 許可申請の流れ

○申請書を提出する前に、環境省担当者と十分な事前相談を行ってください。

※届出の場合、通常は⑤(届出書の提出)までで終了ですが、原則提出後30日間は行為を行ってはいけません。また、行為の内容によっては禁止・制限又は必要な措置を求める場合があります。

	申請者	環境省担当者	留意事項など
事前相談	①規制概要と区域の確認	【公園内外の判断】 【規制概要の説明】 【申請要否の判断】	<p>各国立公園の問合せ先については、【10. 許可申請に関する問合せ先一覧(p.20)】をご覧ください。また、可能な限り、<u>メール又はFAX</u>でのお問合せをお願いいたします。 ※対面でのご相談も可能ですので、ご希望される場合はお問い合わせ下さい。</p> <p><メール又はFAXの場合> ■問合せ時にお知らせいただきたい内容 ①ご自身の所属、氏名及び連絡先(メールアドレス、FAX番号又は電話番号) ②該当地番又は敷地や行為地を明記した住宅地図等 ③予定している行為の目的、概要(住宅の新築、看板の設置等)及び質問事項</p> <p>■回答目安:概ね1週間程度(土・日・祝日は除く) ※区域境界付近につきましては、回答までに時間を要する場合があります。 ※回答目安を過ぎても返答がない場合は、メールやFAXが届いていない可能性がございますので、お電話でご連絡ください。</p> <p>■回答方法:メール又はFAX</p> <p><お電話の場合> ■問合せ時にお知らせいただきたい内容 ①ご自身の所属、氏名及び連絡先 ②該当地番等(別途、敷地や行為地を明記した住宅地図等をお送り頂く場合があります) ③予定している行為の目的、概要(住宅の新築、看板の設置等)及び質問事項</p> <p>■回答目安:概ね1週間程度(土・日・祝日は除く) ※区域境界付近につきましては、回答までに時間を要する場合があります。</p> <p>■回答方法:電話、メール又はFAX</p>
	②手続詳細の確認	【必要な手続の確認】	<p>■行為の計画の詳細(誰が、いつ、どのような場所で、何の目的で、何を、どのように行うのか)が分かる図</p>

		面や写真などをメール等で送付いただきます。
	③申請内容の調整 【申請内容の調整】 【許可基準の判断】 【現地確認の実施】	■環境省担当者が、行為の計画を許可基準と照らし合わせながら、申請予定者と申請内容の調整(事前相談)を続けます。必要に応じて環境省担当者が現地確認を行います(申請予定者にも同行をお願いする場合があります)。
	④申請書類の作成 【申請書類提出前の形式確認】	■明らかな申請書類の不備(必要事項の未記入、必要図面の不足等)がある場合は、申請は受け付けられません。
申請	⑤申請書類の提出 【申請書類の受付】	■提出先: 事前相談と同じ(郵送可) ※奄美群島国立公園においては、個別にご相談ください ■部 数: 正本2部(返却しません) ■手数料: 無料
	⑥審査 【審査Ⅰ】 (保護官事務所) ↓ 【審査Ⅱ】 (自然環境事務所) ※奄美群島国立公園の場合は行為の規模等によって異なり、以下の通り 【審査Ⅰ】 (市町村) ↓ 【審査Ⅱ】 (鹿児島県) 又は 【審査Ⅰ】 (管理官事務所・国立公園管理事務所) ↓ 【審査Ⅱ】 (自然環境事務所)	<申請書類の修正など> ■審査中に書類の不備等が明らかになった場合は、その都度環境省担当者からご連絡します。 ■申請者が修正作業を行っている間、環境省での審査は中断されます。 <審査に要する期間> ■標準的な処理期間: 受付から 約1か月間 ※大規模な行為等の場合【環境省本省での審査】が追加され、提出部数は3部、審査にかかる期間は 約2か月間 となります。 ※申請者が修正作業を行っている間、環境省での審査は中断されるため、それ以上の時間がかかる場合もございます。
	⑦処分決定	
通知	⑧指令書の受け取り 【指令書の送付】	■「許可」、「条件付き許可」、「不許可」のいずれかの指令書が沖縄奄美自然環境事務所等から郵送されます。

3. 許可申請に必要な書類

- 申請書類＝申請書＋添付書類（※届出に必要な書類も、これに準じたものになります。）
- 申請書・・・区域別、行為別に決まった様式があります。

◎国立公園のホームページから、申請書様式のダウンロードができます。

『国立公園において許可又は届出が必要な行為と様式』

https://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html



- 添付書類一覧(次ページで添付書類の詳細を解説しています。)

添付書類	行為の種類 ※代表的なもの	工作物の新・改・増築	広告物の設置など	木竹の伐採	土石の採取など	土地の形状変更	工作物などの色彩変更	高山植物等の採取(損傷)
行為の場所を明らかにした1/25,000程度の地形図		○	○	○	○	○	○	○
行為地及びその付近の状況を明らかにした1/5,000程度の概況図		○	○	○	○	○	○	
行為地及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真とその位置図		○	○	○	○	○	○	
行為地の施行方法を明らかにした1/1,000程度の	平面図	○	○		○	○		
	立面図	○	○				○	
	断面図	○	○		○	○		
	意匠配色図	○	○				○	
植栽その他修景の方法を明らかにした1/1,000程度の修景図		○			○	○		
その他、行為の施行方法の表示等に必要資料(※環境省担当者に確認)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 求積図、面積等算定図(敷地や建蔽率等の明示が必要な場合) ■ 理由書(計画位置・方法等について代替案が複数ある場合) ■ 伐採計画図面(支障木の伐採を伴う場合) ■ 造成計画図面、土量計算書(土地造成を伴う場合) ■ 仮設計画図面(仮設作業道、索道、宿泊小屋等を設置する場合) ■ 研究計画書 など						

4. 申請書添付書類の詳細

- 地形図、概況図は縮尺・スケールバー・方位、その他各種図面は縮尺・方位を明記してください。
- 複数の図面の内容を一枚で表示しても構いません(各内容が明確に表示できる場合のみ)。
例: 仮工作物の配置や伐採計画の内容を1枚の平面図に明示すれば、個別に作成しなくてよい。
- 平面図や断面図等では、計画前後の変化(現状と計画の違い)がわかるように表示してください。

添付書類の種類		必要な添付書類の内訳詳細
行為の場所を明らかにした1/25,000程度の地形図		■縮尺1/10,000~1/25,000程度で、行為位置と等高線が明示されたもの。(国土地理院発行の地形図など)
行為地及びその付近の状況を明らかにした1/5,000程度の概況図		■縮尺1/5,000~1/1,000程度で、行為地と周辺の状況(道路、住宅地、公共施設、利用施設などとの位置関係)が明示されたもの。(住宅地図など)
行為地及び、その付近の状況を明らかにしたカラー写真とその位置図		■行為地の全体及び行為地周辺の状況(自然環境、周辺施設など)が分かる写真 ■周囲の主要な展望地点、車道、登山道、その他人が多く集まる場所からの見え方が分かる写真 ■写真をどの位置から、どの方向へ撮影したのかを地図上で明示したもの(概況図上に表示しても可。)
行為地の施行方法を明らかにした1/1,000程度の	平面図	■敷地内における建築物などの配置図(敷地境界を明示) ■建築物の場合、階層(フロア)別平面図、求積図 ■上下水道・電気の引き込み図
	立面図	■建築物などの全ての外観を示す立面図(着色すれば意匠配色図として兼用可)
	断面図	■建築物などの断面図(建物の規模に応じて複数)(最低地盤からの最高高さを記した図面)
	意匠配色図	■建築物などの全ての外観の配色を示す図面(着色された立面図で代用可。) ■着色の他、吹き出しで色を明記。
植栽その他修景の方法を明らかにした1/1,000程度の修景図		■緑化計画平面図(緑化植物名、本数又は面積、工法を明示) ■修景に工作物を使用する場合、その平面図、立面図など
その他、行為の施行方法の表示等に必要な資料(様式自由)	理由書	■計画位置・方法等について、その必要性を説明したもの(申請書様式に収まらない場合のみ)。
	造成計画図面	■土地の改変を伴う場合(公園内の残土処分の場合を含む)、切土・盛土・残土の規模がわかる平面図、断面図、土量計算書
	伐採計画図面	■伐採範囲、支障木の位置・種類、本数などを明示した伐採計画平面図
	仮設計画図面	■仮設の道路や足場など仮設の工作物の設置を伴う場合、その配置図や立面図、意匠配色図など施工の概要がわかる資料
※何が必要かは担当者に要確認		

5. 申請書の作成方法

- 申請書様式は国立公園のWEBサイトからダウンロードできます(3. 許可申請に必要な書類(p.8)参照)。
- 申請書は A4サイズで作成してください(添付書類が A4サイズより大きくなる場合は、必ず A4サイズより小さくなるよう折りたたんでください)。
- 申請書は以下の要領で2ページに分けて作成してください。

(以下は「特別地域内における工作物の新築」の例です)

申請書作成方法：1 ページ目

様式第1(1)

特別地域(~~特別保護地区、海中公園地区~~)内
工作物の新(~~改、増~~)築許可申請書

該当する国立公園
名を記入してくだ
さい。

自然公園法第20条(~~第21条、第22条~~)第3項の規定により、やんばる国立公園の特別地域(~~特別保護地区、海中公園地区~~)内における工作物の新(~~改、増~~)築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

不要な部分は削除す
るか、取消し線を引
いてください。

令和 年 月 日

申請書の提出日を記
入してください。

申請者の住所及び氏名
沖縄県国頭郡〇〇村123-4
株式会社 〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇

九州地方環境事務所長 殿

特に指示が無ければ「九州地方環
境事務所長」宛です。

ここから下は
2ページ目として
作成して下さい。

※空欄がある場合は受付できません。特に該当しない項目も「なし」と明記ください。

項目		記載事項
目的		なぜその行為を行うのか、その目的や必要性を具体的に。
場所		都道府県～地番(地先)まで明記。 林班であれば、林班名を明記。
行為地及びその周辺の状況		現在の土地利用形態や自然環境(地形や植生など)の状況について記入。
工作物の種類		設備機器やフェンス等の付帯工作物等も全て記入(列記)。
施行方法	敷地面積	行為に関する一区画の面積。
	規模	・建築物の場合…地上高、水平投影面積、建築面積、延べ床面積、建蔽率、容積率などの数値規模。 ・他の工作物の場合…地上高、幅、奥行き、水平投影面積とその他寸法。 ※「工作物の種類」欄で挙げたもの全てについて記入。 以下の「構造」、「材料」、「外部の仕上げ・色彩」欄も同じ。
	構造	・建築物の場合…階層構造、屋根の形態など ・他の工作物の場合…主要な構造を記載
	主要材料	・主要な材料・材質を記載
	外部の仕上げ及び色彩	・建築物の場合…屋根、外壁の仕上げと色。「〇色」と明記 ・他の工作物の場合…地上部分の色を明記。
	関連行為の概要	支障木の伐採、土地造成(土工事)、仮工作物の設置などについて、具体的に記載。
施行後の周辺の取扱		残土・廃材処理の方法、跡地の整理方針、植樹による緑化など、風致景観保護のために行う内容を記載。
予定日	着手	令和〇年〇月〇日 ただし、許可され次第直ちに行為に着手する場合は、(但し、許可日以降)と記載してもかまわない。
	完了	令和〇年〇月〇日 通常必要な期間を記載(「4月末」とは書かず、「4月30日」と記載すること)
備考		・他法令による手続(申請など)の進捗状況。 ・過去に同様の案件で自然公園法の許可を受けた場合は、許可日と番号。 ・土地所有の有無、もしくは土地所有者の諾否。

・当該申請に関する連絡先(電話番号又はメールアドレス)。
なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。

6. 申請書記載例 【①建築物の新築】

目的	申請地(自己所有地)において住宅を新築するもの。	
場所	沖縄県国頭郡□□村字△△234-56	
行為地及びその付近の状況	行為地は、〇〇川の流れる谷間に位置し、県道〇〇号線に面したイタジイの優占する二次林を主とする照葉樹林であり、隣接してサトウキビ畑が広がっている。	
工作物の種類	①住宅、②倉庫、③駐車場、④擁壁、⑤フェンス	
施 行 方 法	敷地面積	1,200㎡
	規模	①住宅 水平投影面積150.0㎡、建築面積130.0㎡、延床面積250.0㎡ 最高の高さ12.2m ②倉庫 水平投影面積20㎡、建築面積19㎡、延床面積19㎡ 最高の高さ2.5m ①+② 建蔽率14.2%、容積率22.4% ③駐車場 面積15㎡(駐車台数2台) ④擁壁 延長12.5m、幅1.0m、最高の高さ2.3m ⑤フェンス 延長23.8m、最高の高さ1.5m
	構造	①鉄筋コンクリート(RC)造2階建て、屋根:切妻式瓦葺き ②コンクリートブロック(CB)造、屋根:切妻式 ③アスファルトコンクリート舗装 ④石積み ⑤外構フェンス
	主要材料	①本体:鉄筋コンクリート、屋根:洋瓦 外壁:モルタル吹き付け(一部、自然石張) ②本体:コンクリートブロック、屋根:トタン ③舗装:アスファルトコンクリート(一部、透水性舗装) ④自然石(御影石) ⑤スチールメッシュ
	外部の仕上げ及び色彩	①屋根:洋瓦葺き(焦げ茶色)、 外壁:モルタル吹き付け(薄茶色)及び自然石張(暗灰色) ②屋根:トタン葺き(焦げ茶色)、外壁:モルタル吹き付け(暗灰色) ③カラーアスファルト舗装(黄土色) ④製品素地(灰色) ⑤製品素地(焦げ茶色)
	関連行為の概要	・敷地造成:造成面積600㎡(切土400㎡、盛土200㎡) ・土工事量:切土450㎡、盛土量200㎡、残土量250㎡ ・支障木の伐採:モクマオウ5本、リュウキュウマツ10本、リュウキュウチク32㎡ ・仮工作物:作業小屋1棟の設置(規模:2.0m×4.5m、高さ2.5m)
施行後の周辺の取扱	・工事に伴う残土・廃材は、国立公園外に搬出し、適切に処分する。 ・作業小屋は施工後速やかに撤去し、跡地は張芝(ノシバ)により緑化する。 ・敷地内にイジュ(計20本)を植栽する。	
予定日	着手	令和 2年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 2年11月30日(許可日から○か月以内)
備考	・他法令の手續進捗状況:建築確認申請中、景観条例許可済み ・過去の自然公園法許可:看板設置(平成26年12月1日付け第○号、許可条件なし) ・自己所有地	

	・公園太郎 E-mail: ~~~@~~~~ TEL: 〇〇—〇〇—〇〇
--	--------------------------------------

申請書記載例 【②携帯電話無線基地局の新築】

目的	周辺施設において携帯電話の電波状況が悪いため、安定した通話環境の確保を目的として、携帯電話基地局を新築する。	
場所	沖縄県国頭郡〇〇字△△234-56	
行為地及びその付近の状況	行為地は、県道〇号線沿いに位置し、イタジイが優占する二次林を主とする照葉樹林である。ヤンバルクイナやケナガネズミなどの固有で希少な動植物の生息地となっている。設置個所はすでに更地になっている。	
工作物の種類	①アンテナ2基 ②鋼管柱 ③引込柱 ④フェンス ⑤電源設備 ⑥装置架台2基 ⑦引込線	
施行方法	敷地面積	30㎡
	規模	①アンテナ2基 φ200mm×L1.5m、φ250mm×L2.1m ② 鋼管柱 φ445mm×H9.8m ③ 引込柱 φ223mm×H5.5m ④ フェンス L20.1m×H1.6m ⑤ 電源装置 W0.5m×D1.05m×H1.58m ⑥-1 装置架台 W0.55m×D0.5m×H0.4m ⑥-2 装置架台(景観保護カバー付き) W0.85m×H0.8m×D1.0m ⑦ 引込線:電源線φ55mm×15m、通信線φ25mm×10m
	構造	①ビームアンテナ ②鋼管柱 ③引込柱 ④金網式フェンス ⑤電源設備収容箱 ⑥架台(うち1基は景観保護カバー付き) ⑦電源線、通信線
	主要材料	①鉄、プラスチック ②鉄 ③コンクリート ④～⑥鉄 ⑦ビニール、銅、鉄
	外部の仕上げ及び色彩	⑦引込線は黒、それ以外の設備はこげ茶色(マンセル記号:10R 2/2)
	関連行為の概要	・支障木の伐採6本(イジユ、リュウキュウマツ、台湾ハンノキ各2本) ・土工事量:掘削量15.56㎡、埋戻量7.14㎡、残土量8.42㎡
施行後の周辺の取扱	工事跡地は原状復旧し、工事に伴う残土・廃材は国立公園外に搬出処分する。	
予定日	着手	令和 2年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 2年11月30日(許可日から〇か月以内)

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の承諾済み ・文化財保護法、砂防法に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可：土石採取(平成26年1月7日付け第〇〇号、許可条件なし) ・公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇—〇〇—〇〇
----	--

申請書記載例 【③電柱の新築】

目的	申請地に隣接する新設トイレへの電力供給の為、電柱及び送電線を設置する。	
場所	沖縄県国頭郡□□字△△234-56	
行為地及びその付近の状況	行為地は、国道〇〇号沿いの駐車場敷地内である。隣接地には、〇〇村が新たに建てた公衆トイレがある(来月から供用開始予定)。周辺はイタジイやイジュなどの二次林となっている。	
工作物の種類	①電柱 ②支線 ③引込線	
施工方法	敷地面積	0.194㎡(水平投影面積合計)
	規模	①電柱×2本 直径0.32m、地上高11.6m、面積0.08㎡ ②支線×3本 直径0.08m、投影面積0.117㎡ ③引込線 直径0.008m、延長144m、投影面積0.007㎡
	構造	①コンクリート柱、②亜鉛メッキより線、③被覆硬銅線
	主要材料	①コンクリート、②亜鉛メッキより線、③ビニール、銅、鉄
	外部の仕上げ及び色彩	①着色(こげ茶色)、②製品素地(灰色)、③製品素地(黒)
	関連行為の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採6本(イジュ、リュウキュウマツ、台湾ハンノキ各2本) ・土工事量：掘削21.05㎡、埋戻19.85㎡、残土1.2㎡
施行後の周辺の取扱	工事に伴う残土・廃材は国立公園外に搬出し、適切に処分します。 また、工事跡地は原状復旧します。	
予定日	着手	令和 2年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 2年11月30日(許可日から〇か月以内)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の承諾済み ・文化財保護法に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可：土石採取(平成26年1月7日付け第〇〇号、許可条件なし) ・公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇—〇〇—〇〇 	

申請書記載例【④広告物の設置等】

目 的	申請地において店名看板を設置するもの。	
場 所	沖縄県国頭郡□□字△△234-56	
行為地及びその付近の状況	行為地は、○○湾に面した更地である。行為地に隣接して○○公園の駐車場及び村有林(人工林)がある。	
施 行 方 法	独立して設置する場合の敷地面積	0.0052㎡×5基=0.026㎡(看板の水平投影面積合計)
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	店名看板5基(全て独立して設置)
	規模及び構造	独立看板①×3基:地上高1.2m、幅0.65m×長さ0.6m、表示面積0.39㎡ 独立看板②×2基:地上高1.4m、幅0.54m×長さ0.7m、表示面積0.378㎡
	主要材料	表示面:アルミ板 支柱:亜鉛メッキ加工
	色 彩	表示面:こげ茶地に白文字 支柱:こげ茶
	表示の内容	店名の表示
予 定 日	着 手	令和 2年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完 了	令和 2年11月30日(許可日から○か月以内)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の承諾済み ・文化財保護法、屋外広告物条例に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可:看板設置(平成27年1月7日付け第○号、許可条件なし) ・公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:○○-○○-○○ 	

申請書記載例【⑤木竹の伐採】 ※森林施業以外の場合

目	的	眺望の確保のため、リュウキュウチクを伐採する。
場	所	沖縄県国頭郡□□字△△234-56
行為地及びその付近の状況		行為地は〇〇山登山道沿いであり、リュウキュウチクの繁茂により、登山道からの景色の眺望がさえぎられてしまっている。周囲はイタジイ等の優占する亜熱帯照葉樹林である、
施行方法	伐採樹種	リュウキュウチク
	伐採面積	20㎡
	関連行為の概要	敷地造成、残土なし
	伐採跡地の取扱	伐採したリュウキュウチクは利用者からの景観を損なわないような位置に収集する。
予定日	着手	令和 2年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 2年11月30日(許可日から〇か月以内)
備考		・土地所有者の承諾済み ・他法令の手續なし ・公園太郎 E-mail:~~~~@~~~~ TEL:〇〇-〇〇-〇〇

申請書記載例【⑥土石の採取】

目	的	携帯電話無線基地局設置予定地において、地盤状況を確認するために地質調査(ボーリング調査)を行う。
場	所	沖縄県国頭郡□□字△△234-56
行為地及びその付近の状況		行為地は〇〇県が管理する駐車場敷地内である。前面の車道を挟んで向かい側には複数の保養所等の建物があり、その周囲はリュウキュウマツが広がっている。
鉱物(土石)の種類		花崗岩
施行方法	掘採(採取)方法	垂直掘削
	掘採(採取)量	0.03 m ³ 、79.5kg
	掘採(採取)設備	調査用ボーリング機械
	土地の形状を変更する面積	0.02 m ²
	掘採(採取)後の土地の形状	掘削抗は土砂・粘土にて原状復旧する。
	関連行為の概要	ボーリング機械(やぐら)の設置:規模3m×5m、高さ5m
	掘採(採取)跡地の取扱	調査終了後はボーリング機械を速やかに撤去し、掘削抗は埋め戻して原状復旧する。
予定日	着手	令和 2年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和 2年11月30日(許可日から〇か月以内)

備 考	・土地所有者の承諾済み ・他法令の手續なし ・公園太郎 E-mail: ~~~@~~~~ TEL: 〇〇—〇〇—〇〇
--------	--

7. 提出前のチェックについて

○書類に明らかな不備がある場合は申請を受け付けられません。必ず事前に確認してください。

不備が多い項目(申請書記載事項)	チェック
申請書様式の不要な文字は削除または取消し線等が引かれているか。また、申請行為名は正しいか。	<input type="checkbox"/>
「工作物の種類」欄に付帯工作物も含めた全ての工作物が列記されているか。	<input type="checkbox"/>
「規模欄」の数値規模と、各種添付図面の数値は全て一致しているか。	<input type="checkbox"/>
「関連行為の概要」欄には、数値規模が表示されているか。	<input type="checkbox"/>
「施行後の周辺の取り扱い」欄に残土の処分方法等について明記されているか。	<input type="checkbox"/>
「備考」欄には土地所有者の諾否、他の法令に基づく進捗状況等が明記されているか。	<input type="checkbox"/>
空欄はないか。(特に記載事項がない場合も「なし」と明記してください。)	<input type="checkbox"/>
関連行為についての説明図面は添付されているか。	<input type="checkbox"/>

不備が多い項目(添付書類関係)	チェック
各種図面の縮尺、方位は明記されているか。	<input type="checkbox"/>
地形図には地形が読み取れる程度の明瞭な等高線が入っているか。	<input type="checkbox"/>
その他必要な添付書類が全て揃っているか(⇒必要書類は8ページでご確認ください)。	<input type="checkbox"/>

8. 規制・許可基準等の根拠

(1) 規制の根拠となる法律

『自然公園法』第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第22条(海域公園地区)、第33条(普通地域)です。

○自然公園法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC000000161>

(2) 許可の基準

①『自然公園法施行規則(第11条)』

第1項～第14項は工作物の新改増築、第15項は木竹の伐採といった形で、各行為の許可基準が定められています。

○自然公園法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332M50000100041_20201201_502M6000100028

②『管理運営計画書』

「行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項」で、①の基準の一部(工作物の形態、色彩等)に関する各公園の詳細な審査基準や配慮を求める事項を記載しています。

○奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画書(P40～参照):

<https://www.env.go.jp/park/amami/amamikanriuneikeikaku.pdf>

○西表石垣国立公園管理計画書

<https://www.env.go.jp/park/iriomote/intro/index.html>

※「奄美群島国立公園喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域」、「やんばる国立公園」及び「慶良間諸島国立公園」については、管理運営計画書が未作成です。

※許可基準は行為の詳細(誰が、いつ、どのような場所で、何の目的で、何を、どのように行うのか)によって細かく分かれています。詳しくは環境省担当者にご確認ください。

9. よくあるご質問

No.	ご質問	回答
①	申請してからどれくらいで許可が出ますか？	申請書の受付～処分決定までの審査にかかる期間(標準処理期間)は1か月間(大規模な行為の場合は2か月間)です。 <u>ただし、申請書類の不備があると、処理期間は延長されます。</u> ※奄美群島国立公園の場合、標準処理期間は行為の規模により1～2か月間(大規模な行為の場合は3か月間)です。
②	申請しても許可が出ない場合もありますか？	あります。よって、許可相当の計画(申請内容)となるように事前相談を行っています。
③	事後の手続きはできないのですか？	できません(ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為に限り、行為着手後2週間以内での事後の届出となります。この場合においても、まずは各事務所にお問い合わせください)。
④	申請すれば、許可が出る前に着手して良いですか？	許可が出るまで着手してはいけません。
⑤	許可書(指令書)は、どこへ取りに行くのですか？	指令書は沖縄奄美自然環境事務所等から郵送されます。なお、許可となったかどうかは、指令書の発送をもってお知らせいたします。
⑥	県や村など、他の役所に国立公園の許可・届出以外の手続きが必要な場合(例:文化財の現状変更届、国有林の入林許可など)、手続きの順番はありますか？	特に順番はありません。ただし、関連する法令についても許可が下りる見込みがなければ、自然公園法においても許可できない場合があります。 事前に関連法令の申請状況について備考欄に記載してください。また、他の役所の指導により申請内容に変更が生じた際には、速やかに環境省担当者にご相談ください。
⑦	着手届や完了報告書などの提出は必要ですか？	指令書・送付状への記載や担当者からの指示が無い限りは不要です。
⑧	既存の建物の撤去には手続きが必要ですか？	撤去そのものについては、自然公園法に係る手続きは不要ですが、撤去のための作業道設置や樹木伐採などの行為は手続きが必要な場合があるので、個別にご相談ください。
⑨	例外的に手続きが不要となる場合(適用除外)はありますか？	通常管理行為や、軽易な行為その他の行為であれば、自然公園法の規定により手続きが不要な場合があります。具体的にどのような場合が該当するかは個別にご相談ください。
⑩	許可が出た後、計画(申請内容)に変更があった場合は手続きが必要ですか？	基本的には再申請・再審査の必要がありますが、変更の内容次第では手続き不要の場合もあります。個別にご相談ください。

10. 許可申請に関する問合せ先一覧

※受付時間:月～金(祝日除く) 8:30～17:15

奄美群島国立公園

【奄美大島(加計呂麻島、請島、与路島含む)、喜界島、与論島の場合】

①特別保護地区、特別地域(大・中規模の工作物の新改増築、土石の採取等)、海域公園地区等のご相談

○奄美群島国立公園管理事務所 許認可担当

〒894-1201 鹿児島県奄美市住用町石原467番1

TEL 0997-69-2280 FAX 0997-69-2282

メールアドレス:RO-AMAMI★env.go.jp (★を@に変換)

②特別地域(小規模な工作物・住宅の新改増築等)、普通地域等のご相談

○鹿児島県大島支庁 総務企画部 総務企画課

商工観光係 許認可担当

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

TEL 0997-57-7215 FAX 0997-57-7219

メールアドレス:oosima-shoukan★pref.kagoshima.lg.jp (★を@に変換)

【徳之島、沖永良部島の場合】

①特別保護地区、特別地域(大・中規模の工作物の新改増築、土石の採取等)等のご相談

○徳之島管理官事務所 許認可担当

〒891-7612 鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1

天城町役場4階

TEL 0997-85-2919 FAX 0997-85-2045

メールアドレス:RO-TOKUNOSHIMA★env.go.jp (★を@に変換)

②特別地域(小規模な工作物・住宅の新改増築等)、普通地域等のご相談

○鹿児島県大島支庁 総務企画部 総務企画課

商工観光係 許認可担当

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

TEL 0997-57-7215 FAX 0997-57-7219

メールアドレス:oosima-shoukan★pref.kagoshima.lg.jp (★を@に変換)

※問合せ先の判断に迷った場合には、上記の問合せ先のいずれかに連絡いただければ担当者が案内いたします。

<p>やんばる国立公園</p>	<p>○やんばる自然保護官事務所 許認可担当 〒905-1413 沖縄県国頭郡国頭村字比地263-1 TEL:0980-50-1025 FAX:0980-50-1026 メールアドレス:RO-YANBARU★env.go.jp (★を@に変換)</p>
<p>慶良間諸島国立公園</p>	<p>○慶良間自然保護官事務所 許認可担当 [座間味事務室] 〒901-3402 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109 座間味村役場2階 TEL 098-987-2662 FAX 098-987-2663 [渡嘉敷事務室] 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183 渡嘉敷村役場2階</p>
<p>西表石垣国立公園</p>	<p>【西表島・鳩間島の場合】 ○西表自然保護官事務所 許認可担当 〒907-1432 沖縄県八重山郡竹富町字古見 TEL 0980-84-7130 FAX 0980-85-5582 メールアドレス:RO-IRIOMOTE★env.go.jp (★を@に変換)</p> <p>【西表島・鳩間島以外の場合】 ○石垣自然保護官事務所 許認可担当 〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27 TEL 0980-82-4768 FAX 0980-82-0279 メールアドレス:RO-ISHIGAKI★env.go.jp (★を@に変換)</p>